

令和3年度消費者庁調達改善計画の上半期自己評価結果（概要）

重点的な取組

指針を踏まえて特に改善に取り組む事項

一者応札改善のため、これまで実施していたアンケート調査を継続しつつも、実際には回答率が低いことを踏まえ、一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に、なぜ、応札しなかったのか、主な要因は何か、当方がどのような点に気をつけていれば、応札する可能性があったのか等のヒアリングを実施する。なお、ヒアリング事項を契約係で作成し、一者応札となった案件の担当課に渡してヒアリングの指示をし、当該調達案件の担当者自身がヒアリングを実施する。

アンケート調査については、一般競争入札 48 件中 14 件の回答があった。また、一者応札案件については、落札決定後速やかに契約担当から担当課にヒアリング実施の指示を行い、一者応札案件 13 件全てにおいてヒアリングが実施された。ヒアリングに対する回答では、人員や体制の確保が困難（入札時期により人員等の確保が困難とするものも含む。）とするものが 10 者と最も多く、次いで自社の業務との乖離とするものが 4 者となっている。

随意契約の見直し

消耗品等の定期・不定期購入物品については、オープンカウンター方式を導入し実施する。

第1四半期の什器、消耗品及び第2四半期の什器購入についてオープンカウンター方式による調達を実施し、第1四半期の什器購入は4者、消耗品購入は5者、第2四半期の什器購入については4者から見積書が提出されたが、比較できる調達物品が少数のため節減効果は確認できない。

共通的な取組

調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組みの検討を行い、改善策の成果を同委員会に報告する。また、一者応札となった個別案件については一覧表を作成しその要因を分析する。さらに、一者応札の改善に向けた研修を行う。加えて、事業者の利便性を図る観点から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を行う。

競争契約案件は 48 件、581 百万円（前年同期 49 件、538 百万円）となっており、件数で 1 件の減、金額で 43 百万円の増となっている。前年同期と比べ金額が増加している主な要因は、消費者保護のための啓発用デジタル教材を活用した調査実証事業の 169 百万円の増等によるものである。

競争契約案件のうち、一者応札によるものは 13 件（構成比 27.1%）、296 百万円（前年同期 11 件（22.4%）、304 百万円）となっており、件数で 2 件の増、金額で 8 百万円の減となっている。

これを調達経費別にみると、情報システムは、10 件中 2 件（構成比 20.0%）、19 百万円（前年同期 12 件中 4 件（33.3%）、225 百万円）となっており、件数で 2 件、金額で 206 百万円の減、調査研究は、15 件中 8 件（53.3%）、252 百万円（前年同期 16 件中 6 件（37.5%）、78 百万円）となっており、件数で 2 件、金額で 174 百万円の増、会議開催等業務は、8 件中 1 件（12.5%）、13 百万円（前年同期 5 件中 0 件（0.0%）、前年同期は実績なし）、印刷製本は、1 件中 1 件（100%）、11 百万円（前年同期は実績なし）、その他の経費は 14 件中 1 件（7.1%）、1 百万円（前年同期 15 件中 1 件（6.7%）、1 百万円）となっており、件数で 0 件、金額とも増減なしとなっている。前年度一者応札案件のうち今年度も同様の調達を行った 6 件のうち複数者応札となったものはなかった。

また、競争入札の平均応札者数は、2.65 者（前年同期 3.10 者）と僅かではあるが減少している。

入札等監視委員会を今期中に開催の予定であったが、新型コロナウイルスの影響のため開催を延期した。現在、11 月の開催を目指して調整中である。

電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は 100%（前年同期 100%）であり、電子応札件数も 29 件、電子応札率 60.4%（前年同期 29 件、電子応札率 59.2%）と向上しており事業者の利便性の向上を図ることができた。また、電子調達システムを利用した契約手続を実施した（1 件）。